

公募型プロポーザルの公告

公募型プロポーザル方式により業務委託者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

令和2年10月27日

奈良県知事 荒井 正吾

1 公募型プロポーザル公告に付する事項

(1) 業務名

令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止強化業務

(2) 業務の目的、内容

4の(3)により配布する仕様書に示すところによる。

(3) 契約期間

契約締結日から令和3年3月19日(金)まで

(4) 業務量の目安

19,982,000円(消費税及び地方消費税込)を上限とします。

2 参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する者としてします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 参加申込書の提出期限から企画提案書の提出期限までの期間において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者
- (3) 奈良県における物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による奈良県競争入札有資格者名簿の営業種目Q4「検査・分析・調査業務」に登録されている者
- (4) 公告日から過去5年以内に国又は地方公共団体(国又は地方公共団体が設立する独立行政法人も含む。)から調査分析業務を受託し、誠実に履行した実績を有している者
- (5) ISMS認証またはプライバシーマークを取得していること。

3 業務委託の選定方法

奈良県は、令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止強化業務の業務受託者を選定するにあたり、提案者を公募し、提案者に対して参加申込書、企画提案書の提出及びプレゼンテーションを求め、最も高得点を獲得した者を受託予定者として選定する。なお、審査にあたっては、

企画提案書関係書類の提出があった場合、その提出者数にかかわらず審査会を設置し、当該審査会の審査結果により、本業務の受託予定者を決定する。

4 公募型プロポーザル説明書等の交付場所、交付期間等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部記録作成班

所在地 〒630-8501 奈良市登大路町 30 奈良県庁 3 階（地域医療連携課内）

T E L 0742-27-8075

F A X 0742-22-2725

(2) 交付期間

令和2年10月27日（火）から同年11月18日（水）

（但し、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで）

(3) 交付場所

(1)に示す場所において次の書類を交付する。

- ・公募型プロポーザル説明書
- ・仕様書
- ・提出様式（様式1～様式9）及び質問票（様式10）

なお、上記書類は奈良県ホームページにも掲載する。

（奈良県HPのトップページ→県民情報→県の組織→福祉医療部→企画管理室→新着・更新情報）

5 交付資料の提出期限

(1) 提出期限

- ・ 質問票 令和2年11月 4日(水)午後5時まで
- ・ 参加申込書 令和2年11月12日(木)午後5時まで
- ・ 企画提案書 令和2年11月18日(水)午後5時まで

(2) 提出場所

奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部記録作成班

所在地 〒630-8501 奈良市登大路町 30 奈良県庁主棟 3 階 地域医療連携課内

6 企画提案等に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 契約の不締結

契約候補者が契約の締結までに以下の要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約候補者と契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）～（5）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、上記（1）～（5）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、県が当該契約等の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
- (8) 奈良県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

8 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が7（契約の不締結）のいずれかに該当すると認められる場合、企画提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかとなった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合は、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、契約の相手方に損害賠償義務が生じる。

9 その他

詳細は、令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止強化業務委託公募型プロポーザル説明書による。